

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年2月20日(2014.2.20)

【公開番号】特開2012-90795(P2012-90795A)

【公開日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【年通号数】公開・登録公報2012-019

【出願番号】特願2010-240941(P2010-240941)

【国際特許分類】

A 6 1 M 37/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 37/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マイクロニードル突出用開口部を有するケースと、上記マイクロニードル突出用開口部を介して傾斜した状態で外部に突出せられるマイクロニードルと、を具備し、上記マイクロニードルを皮膚に対して傾斜した状態で穿刺するようにしたことを特徴とするマイクロニードルアレイ。

【請求項2】

請求項1記載のマイクロニードルアレイにおいて、

上記ケースにはマイクロニードルユニットが設置されていて、このマイクロニードルユニットは上記ケースの中空部内に設置されるユニット本体と、このユニット本体の表面に形成される上記マイクロニードルと、からなることを特徴とするマイクロニードルアレイ。

【請求項3】

請求項2記載のマイクロニードルアレイにおいて、

上記マイクロニードルは上記ユニット本体の表面に対して垂直に突出・形成されたものであり、上記マイクロニードルユニットは上記ケースに対して斜めに設置されるものであることを特徴とするマイクロニードルアレイ。

【請求項4】

請求項2記載のマイクロニードルアレイにおいて、

上記マイクロニードルは上記ユニット本体の表面に対して傾斜した状態で突出・形成されたものであることを特徴とするマイクロニードルアレイ。

【請求項5】

請求項1～請求項4の何れかに記載のマイクロニードルアレイにおいて、

上記マイクロニードルユニットは2つの分割要素を貼り合わせたものであることを特徴とするマイクロニードルアレイ。

【請求項6】

請求項5記載のマイクロニードルアレイにおいて、

上記マイクロニードルは、上記ユニット本体における分割面と平行な方向に突出・形成されていることを特徴とするマイクロニードルアレイ。

【請求項7】

請求項 5 記載のマイクロニードルアレイにおいて、

上記マイクロニードルは上記ユニット本体における分割面と交差する方向に突出・形成されていることを特徴とするマイクロニードルアレイ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

上記課題を解決するべく請求項 1 に記載されたマイクロニードルアレイは、開口部を有するケースと、上記開口部を介して傾斜した状態で外部に突出せられるマイクロニードルと、を具備し、上記マイクロニードルを皮膚に対して傾斜した状態で穿刺するようにしたことを特徴とするものである。

又、請求項 2 に記載されたマイクロニードルアレイは、請求項 1 記載のマイクロニードルアレイにおいて、上記ケースにはマイクロニードルユニットが設置されていて、このマイクロニードルユニットは上記ケースの中空部内に設置されるユニット本体と、このユニット本体の表面に形成される上記マイクロニードルと、からなることを特徴とするものである。

又、請求項 3 に記載されたマイクロニードルアレイは、請求項 2 記載のマイクロニードルアレイにおいて、上記マイクロニードルは上記ユニット本体の表面に対して垂直に突出・形成されたものであり、上記マイクロニードルユニットは上記ケースに対して斜めに設置されるものであることを特徴とするものである。

又、請求項 4 に記載されたマイクロニードルアレイは、請求項 2 記載のマイクロニードルアレイにおいて、上記マイクロニードルは上記ユニット本体の表面に対して傾斜した状態で突出・形成されたものであることを特徴とするものである。

又、請求項 5 に記載されたマイクロニードルアレイは、請求項 1 ~ 請求項 4 の何れかに記載のマイクロニードルアレイにおいて、上記マイクロニードルユニットは 2 つの分割要素を貼り合わせたものであることを特徴とするものである。

又、請求項 6 に記載されたマイクロニードルアレイは、請求項 5 記載のマイクロニードルアレイにおいて、上記マイクロニードルは、上記ユニット本体における分割面と平行な方向に突出・形成されていることを特徴とするものである。

又、請求項 7 に記載されたマイクロニードルアレイは、請求項 5 記載のマイクロニードルアレイにおいて、上記マイクロニードルは上記ユニット本体における分割面と交差する方向に突出・形成されていることを特徴とするものである。